

令和 年度
契第 ●● 号

航空機特別整備業務請負契約書

航空機特別整備業務請負契約書

収入
印紙

1. 契約件名

ただし、仕様書（仕様書番号第 号）のとおり

2. 請負金額 金

円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金

円

内 訳

項目	規格	単位	数量	単価	合価	備考

3. 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

ただし、整備期間は承認された航空機整備の工程表の始期及び引渡期限とする

4. 整備場所及引渡場所 請負業者工場

5. 契約保証金 免除

上記整備について、支出負担行為担当官 海上保安庁次長 を発注者とし、

を受注者とし、次の条項により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、発注者の航空機(〇〇〇式△△△型)(以下「航空機」という。)の特別整備計画に基づき、遅滞なく引渡場所において、発注者から整備すべき航空機の引渡しを受け、仕様書に基づいて所要の整備を行い、引渡期限までに引渡場所において、整備を完了した航空機を発注者に引渡すものとし、発注者はこれに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 受注者は、仕様書について疑義を生じたもの又は仕様書に明記されない事項については、発注者又は発注者がこの整備について監督することを命じた職員(以下「監督職員」という。)と協議するものとする。

2 受注者は、前項のほか整備の施行について、発注者又は監督職員の指示に従うものとする。

3 発注者は、監督職員が命じたときは、遅滞なくその旨を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、発注者から整備すべき航空機等の引渡しを受けたときは、直ちにその受領書を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、本整備工程表及び整備費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 航空機又は整備場所に搬入した検査済み整備材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は、整備業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、整備業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託の事前承諾等)

第5条 受注者は、整備業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う整備業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の承諾を得た場合において、再委託の相手にさらに再委託を行わせてはならない。
- 3 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第6条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

(代理人等に関する措置要求)

第7条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人(下請負人は代理人とみなす。以下同じ。)、主任技術者、使用人又は労務者等での契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、整備の施行について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(設備等の調査)

第9条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣して受注者の設備、整備の過程、その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者又は派遣された職員の指示に従わなければならない。

(官給品等)

第10条 発注者は、整備用として仕様書に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する日時及び場所において受注者に交付する。この場合において、受注者は、官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により、弁償するものとする。

3 受注者は、官給品等を仕様書に基づいて使用し、整備の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者又は監督職員の指定する日時及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

第11条 受注者は、指定品として仕様書に記載する整備材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

(航空機及び引渡材料等に対する受注者の義務)

第12条 受注者は、発注者から引渡しを受けた航空機及び官給品等を、発注者の指示するところに従い善良なる管理者の注意をもって管理し、受注者の故意又は過失により、航空機又は官給品等を滅失若しくはき損したときは、受注者の負担において補修し、又は発注者の承認する代品を納め若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、発注者受注者協議の上定めるものとする。

(撤去品又は廃材の処置)

第13条 受注者は、整備の施行により発注者の所有に属する撤去品又は廃材を生じたときは、その内容を明らかにした書類を添えて発注者に引渡すものとする。

2 受注者は、前項の撤去品又は廃材を、発注者が引取るまでの間、無償で保管するものとする。

(行政庁に対する手続)

第14条 受注者は、整備について行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

(請負金額の変更)

第15条 法令の制定若しくは改廃によるもの又は役務の統制額の設定若しくは改定又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不適當であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議の上、これを変更することができるものとする。

(整備の変更等)

第16条 発注者は、その都合により整備を変更し、又は一時その施行を中止し、若しくはこれを打切ることができる。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、整備費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(完成の通知及び検査)

第17条 受注者は、航空機の整備完了予定日を決定した場合、速やかに書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)により、整備完了予定日(この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日)から10日以内(以下「検査期間」という。)に、受注者の立ち会いの上、仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変等その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 受注者は、検査職員の指示に従い検査に必要な作業を行い、かつ、その費用を負担するものとする。

4 航空機が不合格となった場合において、受注者が補修をしたときの検査期間は、発注者が受注者から補修を終了した旨の通知を受理した日(この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日)から起算する。

(航空機等の引渡し)

第18条 受注者は、整備に係る航空機が前条の検査に合格したときは、遅滞なくこれを発注者に引渡すものとする。

2 受注者は、前項の引渡し後、天災地変又は発注者の都合により航空機等が目的地に向って飛び立つことができないときは、当該航空機が飛び立つまでの間、これを保管するものとし、受注者の故意又は重大なる過失による航空機の滅失、き損に対し発注者の損害を賠償するものとする。

(請負金額の支払)

第19条 発注者は、前条第1項の規定により航空機等の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不適當であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付する。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第20条 発注者は、第19条の規定にかかわらず整備の完了前〇回に限り、受注者より既済部分の支払いの請求があったときは、当該既済部分に対する金額を、前条に準じてその都度受注者にその代金を支払うものとする。

2 受注者は、前項の既済部分の支払いを請求するときは、既済部分検査申請書を提出し発注者の検査を受けるものとする。この場合の検査の方法等は第17条を準用する。

(遅延利息)

第21条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年2.6パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第22条 受注者は、所定の期限までに航空機の整備を完了させ引渡しをすることができないときは、あらかじめ遅延の理由及び完了引渡しの可能な期日を明示して発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第23条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期限満了の日の翌日から整備を完成してその航空機の引渡しをする日までの日数に応じ、請負金額の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10/100を超える場合は、その超過額は、遅滞金に算入しない。

2 前項の遅延日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第24条 受注者の責めに帰すべき理由により整備中の航空機に滅失、損傷その他の損害が生じた場合には、その損害は、受注者の負担とする。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、整備中の航空機に滅失、損傷その他の損害が生じた場合には、その損害及びその時までに要した整備費は、発注者の負担とする。ただし、受注者が航空保険を付したときは当該保険に基づいて、てん補される金額については、この限りではない。

3 天災地変その他発注者受注者双方の責めに帰することのできない事由により整備中の航空機に滅失、損傷その他の損害が生じた場合には、発注者の引渡した航空機等に対する損害は、発注者の負担とし、受注者がそれまでに要した整備費用は受注者の負担とするものとする。

(試験飛行及び検査飛行における危険負担)

第25条 試験飛行又は検査飛行において受注者の故意又は重大な過失以外の理由により航空機等に滅失、損傷その他の損害が生じた場合においては、前条の規定にかかわらず、発注者の引渡した航空機等の損害及びその損害発生時までに要した整備費用は、発注者の負担とする。

(第三者に対する損害の負担)

第26条 航空機の引渡し前において事故が発生し、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償は、受注者の責めに帰する事由によるときは、受

注者の負担とし、発注者の責めに帰する事由によるときは、発注者の負担とし、発注者受注者双方の責めに帰することのできない事由によるときは、発注者受注者協議して定めるものとする。ただし、受注者が航空保険（第三者賠償保険）を付したときは当該保険に基づいて、てん補される金額については、この限りではない。

（契約不適合責任）

第27条 受注者は、整備に係る航空機の引渡し後30日又は50飛行時間の何れか早い期間内に、その航空機が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた航空機の滅失、若しくは毀損に対して損害を賠償するものとする。なお、損害賠償の額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

2 前項の規定により契約不適合を補修する場合において、発注者の都合により受注者の工場で補修することができないときは、発注者受注者協議の上、受注者の費用をもって他の工場で補修することができるものとする。この場合において、受注者の負担する費用に相当する額を限度とする。

（契約の解除）

第28条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 受注者から解約の申出があったとき。（第29条による場合を除く）

（2） 受注者が引渡期限までに整備を完了してその引渡しをしないとき又は引渡期限までに整備を完了してその引渡しをする見込がないことが明らかなきとき。

（3） 受注者が第4条、第5条の規定に違反したとき。

（4） 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約をした目的を達することができないとき。

（5） この契約の履行について受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者が行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

（6） 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。

2 受注者は、前項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解除部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りではない。

3 発注者は、第1項に定める場合のほか、自己の都合により、整備の完了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合におい

て、発注者は、受注者から解約後30日以内に請求があるときは、確証のあるもの限り、解除部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を超えない限度において、受注者の損害を賠償するものとする。

4 第19条及び第21条第1項及び第2項の規定は、前項の損害金の支払及びその遅延利息について準用する。この場合において、第19条第1項中「前条第1項の規定により航空機の引渡しを受けた後」とあるは、「前項の規定により発注者が確証を確認した後」と読み替えるものとする。

5 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

6 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第29条 受注者は、第16条の規定による整備内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による整備中止の期間が整備期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第30 前2条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合においては、発注者は整備の既済部分について整備費内訳明細書に記載した単価より算出した額（これによりがたいときは、発注者受注者協議して定めた額）を受注者に支払い、当該既済部分を取得するものとする。

2 第17条、第18条、第19条及び第21条の規定は、前項の既済部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺等）

第31条 この契約より発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息についても準用する。この場合において、同条第2項中「年2.6パーセント」とあるは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第32条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、

独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第33条 発注者及び受注者は、この条約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（契約外の事項）

第34条 この契約に定めない事項又はこの条約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	●●
受注者	住	所	
	氏	名	